

## 令和5年度 会津美里町奨学生中途募集の案内

# 会津美里町奨学資金

本町に保護者とともに1年以上住所を有し、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難と認められ、品行正しく学業に優れている生徒又は学生に対して、貸付予定額の範囲内において奨学資金の貸与を行い、教育の機会均等を図るとともに、町の発展に資する人材を育成することを目的としています。

### 1 貸与額

学校の種別	月貸与金
高等学校	12,000円
高等専門学校	20,000円
専門（専修）学校	20,000円
短期大学	25,000円
大学	30,000円
大学院	30,000円

※ 貸与額は国公立・私立共通です。

### 2 貸与時期（貸与開始は令和5年10月より）

奨学資金の種類	貸与時期
月貸与金	令和5年4月から在学する学校の正規の修業期間、本人の指定口座に毎月25日（休日の場合は、金融機関の翌営業日）に入金します。

### 3 出願の方法

在学する学校の推薦が必要です。

- ① 奨学生願書に記入をする。
- ② 在学する学校に「奨学生願書」を添えて「奨学生推薦調書」の作成を依頼する。
- ③ 卒業した学校に「成績証明書」の作成を依頼する。
- ④ 町役場で所得証明書を取得する。
- ⑤ 町教育委員会に提出する。（持参できない場合は、郵送での提出も可能です）

受付期間：令和5年7月 3日（月）から  
令和5年8月31日（木）まで【必着】  
提出先：町教育委員会 こども教育課（本庁舎内）

### 4 募集人数：10名程度

### 5 応募資格

- ① 出願時点において、会津美里町に保護者ととともに引き続き1年以上住所を有していること。  
ただし、進学のために転出した方については、在学中本町に住所を有しているものとみなします。

- ② 高等学校、高等専門学校、専門(専修)学校、短期大学、大学又は大学院に在学し、品行が正しく学術に優れていること。
- ③ 経済的理由により修学困難と認められること。

## 6 奨学生選考基準

### ① 学 力

最終3ヵ年の全履修教科を5段階評価法により評定した平均値が、おおむね3.0以上。なお、3.0未満であっても成績の内容によっては、選考基準を満たすものとする。

### ② 所 得

本人の属する世帯の「世帯所得額」(各世帯員の1年間の総収入額から必要経費及び特別控除額を差し引いた額を合算した額)が、別表1(3ページ参照)の所得基準額以下であること。

## 7 出 願 書 類 (提出部数:各1部)

No.	出願書類	説 明	備 考
1	奨学生願書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙「奨学生出願書類の記入のしかた」及び「記載例」により、自筆で記入してください。</li> <li>・記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その余白に記入してください。(修正テープ、修正ペンは使用不可)</li> <li>・連帯保証人は原則として保護者としてください。</li> </ul>	自筆での記入が難しい方はご相談ください。
2	奨学生推薦調書(様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙「奨学生出願書類の記入のしかた」を添えて、在学する学校に依頼してください。</li> </ul>	町教育委員会宛親展扱いによる提出です。
3	成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学生推薦調書に記入できない場合は成績証明書を添付してください。</li> <li>例1:大学1年生で申請する場合 卒業した高校3年間分の成績証明書を提出してください。</li> <li>例2:高校2年生で申請する場合 高校1年生分と、卒業した中学校の3年生、2年生分の成績証明書を提出してください。</li> </ul>	
4	令和5年度(令和4年中)所得証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票は不可です。</li> <li>・同居人及び出願者本人の兄弟姉妹で就労している方の分は必要ありません。</li> <li>・令和5年分の収入が令和4年分より大幅に減少しているなど、特別な事情がありましたらご相談ください。</li> </ul>	町役場町民税務課(本庁舎)又は本郷・新鶴支所で取得できます。 ※手数料がかかります。
5	特別控除に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別控除額表(別表2)の項目3~8に該当する場合に提出してください。</li> <li>・在学証明書、障がい者手帳、領収書のコピー等。</li> </ul>	

## 8 採用の決定

- ① 提出された書類により「町教育委員会」が決定し、9月下旬に本人に通知します。
- ② 採用された場合、在学証明書、誓約書及び奨学生調査書等の提出により貸与を開始します。提出がない場合、奨学資金の貸与を受けることはできません。

## 会津美里町奨学生所得基準

本人の属する世帯の「世帯所得額」（各世帯員の1年間の総収入額から必要経費及び特別控除額を差し引いた額を合算した額）が、別表1の所得基準額以下であること。

**別表1** 所得基準額表

世帯人員	所得基準額	備考
1人	1,430千円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160千円を、世帯人員7人の所得基準額に加算する。  (注意) 同居人及び出願者本人の兄弟姉妹で就労している方の分は含まない。
2人	2,290千円	
3人	2,640千円	
4人	2,860千円	
5人	3,070千円	
6人	3,250千円	
7人	3,410千円	

### 5人家族（父・母・大学生、高校、祖父）の例

単位：千円

家族	説明	所得金額 a	基礎・扶養控除額 別表2 b	特別控除額 別表2 c	世帯所得額 d=a-b-c
父	給与収入	4,260	380		3,880
母	給与収入	1,990	380		1,610
祖父	年金収入 (66歳)	300	380		-80
本人	私立大学 自宅外通学		380	1,440	-1,820
弟	県立高校 自宅通学		380	280	-660
計		6,550	1,900	1,720	2,930

①個人毎に、所得証明書からa所得金額を算出します。

②a所得金額から、別表2のb基礎・扶養控除額380千円を差し引きます。(世帯員全員)

③次に、別表2のc特別控除額を差し引きます。(該当する場合)

④②及び③で算出した金額の世帯員全員分を合計し、d世帯所得額を算出します。

⑤d世帯所得額が、別表1の所得基準額の5人世帯3,070千円以下のため出願可能です。

※世帯所得額の算出にあたり、同居人及び出願者本人の兄弟姉妹で就労している方の分は含みません。

**別表2** 特別控除額表

控除の種類		控 除 額			証明書
		区 分 等	自宅通学者	自宅外通学者	
1	基礎・扶養控除	世帯人員	1人当たり 380 千円		不要
2	母(父)子家庭	—	490 千円		
3	就学者のいる世帯 (1人につき)	小学校児童	80 千円		必要
		中学校生徒	160 千円		
		高等学校生徒	国公立	280 千円	470 千円
			私 立	410 千円	600 千円
		高等専門学校 学生	国公立	360 千円	550 千円
			私 立	600 千円	800 千円
		専修学校高等 課程生徒	国公立	170 千円	270 千円
			私 立	370 千円	460 千円
		専修学校専門 課程学生 専門学校学生	国公立	220 千円	620 千円
			私 立	720 千円	1,120 千円
短期大学学生 大学・院学生	国公立	590 千円	1,020 千円		
	私 立	1,010 千円	1,440 千円		
4	身体障がい者等のいる世帯	—	860 千円		
5	長期療養者のいる世帯	事情により経済的に特別の支出をした金額。	認 定 額		
6	家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。	認定額 (但し、710 千円が限度額)		
7	火災・風水害、盗難などの被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって減収又は支出増になると認められる年間金額。	認 定 額		
8	家計支持者が父母以外の世帯	—	410 千円		

(備考) ①「3 就学者のいる世帯」による控除は、本人を含みます。(申請時点において控除します。)

②「3 就学者のいる世帯」の外は、現時点(申請時点)において、特別の事情に該当する項目について控除します。

③町立の小・中学校に在学する場合は、証明書の提出は不要です。

④4の身体障がい者等控除と5の長期療養者の控除は重複できません。

## 9 注意事項

①他団体の奨学資金との併用も可能です。ただし、他団体が併用不可の場合があるのでご注意ください。

②出願書類に虚偽の記載が認められたときは、決定後であっても取消しの措置を行うことがあります。

③その他、細部については日本学生支援機構及び福島県奨学資金に準じます。

## 10 奨学資金の返還について

**【返還の期間】** 卒業の月の6ヶ月後から8年以内に全額を月賦により、口座振替又は納付書による納入で返還していただきます。(退学等の場合も同様です。)

**【利息】** 無利息です。

**【一括返還】** 貸与額全額又は数か月分を一括して返還することができます。ただし、後述の返還免除を受ける場合は、一括返還はできません。

**【返還の猶予】** 奨学生が更に上級学校へ進学したときは、申請によりその在学期間の返還が猶予される制度があります。

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると奨学生本人に返還義務が生じます。

返還金は後輩奨学生の奨学資金として、直ちに活用されます。

会津美里町奨学資金の出願にあたっては、本人、連帯保証人及び保証人において、卒業後の返還義務を十分にご理解のうえ、申請されますようお願いいたします。

## 11 奨学資金の返還免除について

返還をする方が、以下の【対象者】の①～③全てに該当する場合、返還額の一部を免除します。

**【対象者】** ①平成30年4月以降に返還を開始する方。

②町に住所を有し、居住している方。

③就労している方。(町外の事業所等に就労している場合も対象となります。)

**【免除額】** 貸与を受けた総額を8年間、月賦で返還することとし、月々の返還額の2分の1を免除します。(1円未満の端数は切り捨て)

## お問い合わせ先

会津美里町教育委員会 こども教育課 総務係(本庁舎内) 担当 : 楠

〒969-6292

会津美里町字新布才地1番地

電話 0242-55-0344

FAX 0242-55-1169